

山口労発基 0513 第 4 号
令和 8 年 5 月 13 日

建設業労働災害防止協会
山口県支部 支部長 殿

山口労働局長
(公印省略)

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「今後の労働安全衛生対策について（建議）」（令和 7 年 1 月 17 日労審発第 1650 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号）等を踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号。以下「通知」といいます。）別紙について、新旧対照表のとおり改正することとされたところです。

改正の内容は別添の新旧対照表のとおりですので、引き続き、事業者と保険者とが緊密に連携して労働者の健康管理等にお取り組みいただくとともに、傘下会員事業場等への周知に御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。